

競争入札に参加する者に必要な資格

昭和 39 年 4 月 1 日 告示第 220 号

最終改正 平成 28 年 3 月 29 日 告示第 457 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、県が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理(以下「建設関連業務」という。)の委託、道路、河川等の維持管理に関する清掃、除草及び剪定業務(以下「土木施設維持管理業務」という。)の委託、物品の買入れ及び売払い(不用品の処分に限る。以下同じ。)、広告代理、イベント、車両運行管理、映画・ビデオ制作、運送、給食、総務事務及び工事に係るものを除く調査(以下「一般業務」という。)の委託、県営林生産素材の売払い並びに森林整備工事の請負、庁舎等の警備、清掃、廃棄物処理、設備保守管理及びねずみ・昆虫防除(以下「管理業務」という。)の委託に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

第 1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

- 1 競争入札参加資格(以下第 1 において「資格」という。)の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。
 - (1) 施行令第 167 条の 4 (第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。ただし、第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
 - (2) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下第 1 において「法」という。)第 27 条の 29 第 1 項に基づく総合評定値を請求していること。
 - (3) 静岡県税(法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
 - (4) 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づいて設立されたもの。)の場合は、(1)から(3)までの要件を具備しているほか、経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。
 - (5) 共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが(1)から(3)までの要件を具備しているほか、別途必要と認める要件を定めた場合は、当該要件を満足していること。
 - (6) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
 - イ 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(7) 次のアからウの届出の義務をすべて履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(資格審査の実施)

2 定期の資格審査は、2 年に 1 回行う。ただし、知事が必要と認めるときは、随時の資格審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

3 資格審査の申請をしようとする者(以下第 1 において「申請者」という。)は建設工事入札参加資格審査申請書等(以下第 1 において「申請書等」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の認定)

4 資格は、申請書等に基づいて審査し、法第 2 条第 1 項に定める建設工事の種別ごとに認定するものとし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事については、下表に掲げる工事の種類ごとの金額(以下「契約予定金額」という。)に対応する等級(以下「等級区分」という。)に格付する。なお、建築一式工事、電気工事及び管工事について、特に必要があると認める場合には、当該等級の直近の上位又は下位の契約予定金額に対応する等級に格付されたものとみなすことができる。

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	等級
2,000 万円以上	1 億円以上	1,500 万円以上	1,500 万円以上	A
1,000 万円以上 1 億円未満	4,000 万円以上 1 億円未満	500 万円以上 1,500 万円未満	500 万円以上 1,500 万円未満	B
5,000 万円未満	1,000 万円以上 4,000 万円未満	500 万円未満	500 万円未満	C
2,000 万円未満	1,000 万円未満			D

(資格審査の項目)

5 資格審査は、下表のとおり行う。

審査項目\工事種別	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	その他の工事
客観的事項(経営事項審査の各項目)	○	○	○	○	○
主観的事項(工事成績等)	○	○	○	○	

(注)○は、審査項目である。

(適用除外)

6 4 の規定のうち等級区分は、次の(1)から(6)の一に該当する工事については適用しない。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける工事

- (2) 災害復旧工事等
- (3) 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関連する工事
- (4) 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事
- (5) 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
- (6) 特別な理由により、急施を要する工事

(資格の有効期間)

7 4の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

- (1) 定期の資格審査の場合
8に規定する通知で知事が定める日
- (2) (1)以外の資格審査の場合
当該資格が認定された日の翌日

(通知)

8 知事は、資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(合併等による資格審査の申請)

9 資格の認定を受けた者が、合併等により当該営業を継承した場合は、その都度建設工事入札参加資格の再審査にかかる申請書等（以下第1において「再審査申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格審査の特例)

10 再審査申請書等を提出した者の資格の認定及び格付、資格の有効期間及び認定の通知については、4、5、7及び8の規定を準用する。この場合において、4中「申請書等」とあるのは、「再審査申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

- 11 資格の認定を受けた者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。
- (1) 許可に係る建設業者が死亡したとき その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
 - (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
 - (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
 - (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

12 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに建設工事入札参加資格審査申請書等記載事項変更届出書等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 許可を受けた建設業の区分
- (5) 組織(有限会社から株式会社への変更等)

- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人(請負契約に関する権限を委任している場合)

(資格の認定の取消し等)

- 13 知事は、有資格業者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者又は法第 12 条各号の一に掲げる者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項 (第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。) の規定に該当することとなった者
(2) 法第 3 条第 3 項の規定により、その許可について効力を失うこととなった者
(3) 法第 29 条の規定により、建設業の許可を取り消された者

- 第 2 物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格及び一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

- 1 物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格及び一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下第 2 において「競争入札参加資格」という。)の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 施行令第 167 条の 4 (第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。) の規定に該当しないこと。ただし同条 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
(2) 資格審査申請書の提出日における、継続して同一の事業を営んでいる年数が 1 年以上であり、12 か月分の決算が確定していること。
(3) 都道府県税 (法人にあっては法人事業税及び法人都道府県民税、個人にあっては個人事業税に限る。) 並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
(4) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
(5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。) が暴力団員等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下各号において同じ。)) であると認められる者

イ 暴力団 (暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(資格審査の時期)

- 2 競争入札参加資格の審査(以下第2において「資格審査」という。)は、3年に1回定期に行う。
なお、追加の資格審査を随時に行うものとする。

(資格審査の申請)

- 3 資格審査の申請をしようとする者は、知事に資格審査申請書を提出しなければならない。なお、定期の資格審査においては、7月1日から7月15日までに提出するものとする。この場合において、7月15日が静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもつて申請の期限とする。

(添付書類)

- 4 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 知事が別に定める営業概略書
 - (2) 最近1か年における都道府県税について滞納のないことを証する納税証明書
 - (3) 最近1か年における消費税及び地方消費税について滞納のないことを証する納税証明書
 - (4) 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては知事が別に定める誓約書
 - (5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
 - (6) 知事が別に定める財務諸表又は所得税の確定申告書の写し
 - (7) 知事が別に定める使用印鑑届
 - (8) その他知事が指示する書類

(通知)

- 5 知事は、資格審査の結果を、当該申請者に通知する。

(資格の有効期間)

- 6 資格の有効期限は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 定期の資格審査
資格を認定した年の9月1日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日まで
 - (2) 追加の資格審査
資格を認定した日の翌日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日(資格審査申請書が、定期の資格審査が行われる年の7月1日から8月31日までに提出された場合においては、その年の8月31日)まで

(資格の更新手続)

- 7 競争入札参加資格の有効期間の更新の手続きは、次の定期の資格審査において行うものとする。ただし、定期の資格審査の申請期限の翌日から同日が属する年の8月31日までに行われる追加の資格審査において認定した資格の有効期間は、更新しないものとする。

(変更の届出)

- 8 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに入札参加資格登録内容変更届等を提出するものとする。
 - (1) 住所(所在地)
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 法人にあっては代表者の役職名及び氏名、個人にあっては代表者の氏名

- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号
- (6) 届出口座
- (7) 営業種目の全部又は一部の廃止
- (8) 委任先についての前各号に掲げる事項

(資格の認定の取消し等)

- 9 知事は、有資格者が次の一に該当する者となったときは、資格の認定を取り消すものとする。なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。
- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項(第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなったとき
 - (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等が取り消されたとき
 - (3) 資格認定を受けた営業種目の全部を廃止したとき
 - (4) 不正の手段により資格の認定を受けたと認められるとき

第 3 県営林生産素材の売払いに係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加者の申請に必要な要件)

- 1 県営林事業の生産に属する素材の売払いに係る競争入札に参加することができる資格（以下第 3 において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の(1)及び(4)並びに(2)又は(3)の要件を備えていなければならない。
- (1) 施行令第 167 条の 4 (第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。ただし、第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
 - (2) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成 8 年法律第 45 号。以下第 3 において「法」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づく計画の認定を受けている事業体
 - (3) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。）及び木材卸売業を営む者で申請をしようとする日からさかのぼって 2 年以内の営業実績がある者
 - (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。)) であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(資格審査の時期)

2 資格審査は、随時行うものとする。

(資格審査の申請)

3 資格審査の申請をしようとする者は、経済産業部森林・林業局森林整備課へ県営林生産素材入札参加資格審査申請書（以下第3において「資格審査申請書」という。）を提出しなければならない。

(申請書の入手)

4 資格審査申請書は、経済産業部森林・林業局森林整備課において交付する。

(添付書類)

5 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。

(1) 1の(2)の規定に該当する場合

法第5条第3項の規定による計画認定書の写し

(2) 1の(3)の規定に該当する場合

当該営業に係る売買契約書又は請書の写し及びその契約に係る履行完了届けの写し

(3) その他知事が指示する書類

(資格の認定)

6 資格は、申請書及び添付書類に基づいて審査し、認定する。

(資格の有効期間)

7 資格の認定期間は、当該資格が認定された日の翌日から2年間とする。

(通知)

8 知事は、資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(資格の認定の取消し等)

9 知事は、施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなった場合又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

第4 建設関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

1 競争入札参加資格(以下第4において「資格」という。)の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 施行令第167条の4(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。ただし、第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りでない。

(2) 営業に関し法律上必要とする登録を有すること。

(3) 静岡県税(法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合に

あつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(資格審査の実施)

- 2 定期の資格審査は、2年に1回行う。ただし、知事が必要と認めるときは、随時の資格審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

- 3 資格審査の申請をしようとする者(以下第4において「申請者」という。)は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)等(以下第4において「申請書等」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は別に定める。

(業種区分)

- 4 資格審査の業種区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務(土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務(以下第4において「建設コンサルタント業務」という。)のうち建築に関するものをいう。)
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務(建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。)
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

(資格の認定)

- 5 資格は、申請書等に基づいて、次に掲げる項目を審査し、希望業種区分ごとに認定する。

- (1) 資格審査の申請書等を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日からさかのぼって2年の業種区分別の年間平均実績高
- (2) 自己資本の額
- (3) 職員の数
- (4) 営業年数

(資格の有効期間)

- 6 5の規定により設定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により

認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

- (1) 定期の資格審査の場合
7に規定する通知で知事が定める日
- (2) (1)以外の資格審査の場合
当該資格が認定された日の翌日

(通知)

7 知事は、資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(合併等による資格審査の申請)

8 資格の認定を受けた者が、合併等により当該営業を継承した場合は、その都度建設関連業務の委託に係る入札参加資格の再審査にかかる申請書等(以下第4において「再審査申請等」という。)を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格審査の特例)

9 再審査申請書等を提出した者に資格の認定、資格の有効期間及び認定の通知については、5、6及び7の規定を準用する。この場合において、5中「申請書等」とあるのは、「再審査申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

10 資格の認定を受けた者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

11 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに建設関連業務入札参加資格審査申請書等記載事項変更届出書等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 登録を受けている事業
- (5) 組織(有限会社から株式会社への変更等)
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人(委託契約に関する権限を委任している場合)

(資格の認定の取消し等)

12 知事は、有資格業者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなった者

- (2) 営業に関し法律上必要とする登録を有しない者
- (3) 死亡した者(個人)
- (4) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- (5) 廃業した法人又は個人

第5 土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な資格)

1 競争入札参加資格(以下第5において「資格」という。)の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 施行令第167条の4(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。ただし、第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りでない。
- (2) 静岡県税(法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(資格審査の実施)

2 定期の資格審査は、2年に1回行う。ただし、知事が必要と認めるときは、随時の資格審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

3 資格審査の申請をしようとする者(以下第5において「申請者」という。)は、土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書等(以下第5において「申請書等」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

(資格の認定)

4 資格は、申請書等に基づいて、次に掲げる項目を審査し、認定する。

- (1) 資格審査の申請書等を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日からさかのぼって2年の年間平均実績高

- (2) 審査基準日の前日における自己資本額
- (3) 審査基準日の前日における職員の数
- (4) 審査基準日の前日までの営業年数

(資格の有効期間)

5 4の規定により認定された資格の有効期間は、次に掲げる日から次の定期の資格審査により認定された資格の有効期間の開始日の前日までとする。

- (1) 定期の資格審査の場合
6に規定する通知で知事が定める日
- (2) (1)以外の資格審査の場合
当該資格が認定された日の翌日

(通知)

6 知事は、資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(廃業等の届出)

7 資格の認定を受けた者が、次の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

8 資格の認定を受けた後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届出書等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 組織(有限会社から株式会社への変更等)

(資格の認定の取消し等)

9 知事は、有資格業者が次の一に該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、その旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当することとなった者
- (2) 死亡した者(個人)
- (3) 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- (4) 廃業した法人又は個人

第6 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(競争入札参加資格者)

1 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格(以下第6において「競争入札参加資格」という。)を有する者は、次に掲げる事項のすべてについて審査を受け、競争

入札参加資格を有すると認定された者とする。

- (1) 施行令第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。ただし、第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項により知事が認定した者（以下第 6 において「認定事業体」という。）又はこれに準ずる者として知事が認めるものであること。
- (3) 次の専門技術者を雇用している者であること。

ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 3 項に基づく林業普及指導員資格試験（森林法の一部を改正する法律（平成 16 年 3 月 31 日法律第 20 号）による改正前の森林法第 187 条第 5 項に基づく林業改良指導員資格試験を含む。）に合格した者、知事が認定した林業作業士及び一般社団法人日本林業技術協会の認定する林業技士又はこれらと同等以上の能力と経験を有する、森林施業関係専門技術者を 1 名以上雇用している者であること。（「これらと同等以上の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、森林整備工事に関し 13 年以上実務の経験を有する者及び学校教育法による高等学校を卒業した後、森林整備工事に関し 17 年以上実務の経験を有する者をいう。）

イ 建設業法施行令第 27 条の 3 に基づく土木施工管理技士及び造園施工管理技士又はこれらと同等以上の能力と経験を有する、施工管理関係専門技術者を 1 名以上雇用している者であること。（「これらと同等以上の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、施工管理業務に関し 3 年以上実務の経験を有する者及び学校教育法による高等学校を卒業した後、施工管理業務に関し 5 年以上実務の経験を有する者をいう。）

- (4) 勤労者退職金共済機構の実施する「林業退職金共済制度」、「中小企業退職金共済制度」のいずれか又はこれらと同等程度の退職金共済制度に加入している者であること。
- (5) 県税（法人の県民税、事業税及び軽油引取税に限る。）について、未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
- (6) 県内に主たる事業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について、未納税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
- (7) 法令等による処分を受け、その処分が終了又は改善されていない者でないこと。
- (8) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(資格審査の時期)

- 2 競争入札参加資格の審査（以下第6において「資格審査」という。）は、2年に1回定期に行う。

なお、知事が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

(資格審査の申請)

- 3 資格審査の申請をしようとする者は、3月1日から3月15日までに経済産業部森林・林業局森林保全課へ森林整備工事入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。この場合において、3月15日が静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもって申請の期限とする。

(申請書の入手)

- 4 森林整備工事入札参加資格審査申請書は、経済産業部森林・林業局森林保全課において交付する。

(添付書類)

- 5 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 認定事業体にあつては林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項に規定する認定を受けたことを証する書類、認定事業体に準ずる者として知事が認めるものにあつては認定事業体に準ずる能力を有することを証する書類
 - (2) 森林施業関係専門技術者資格認定書及び施工管理関係専門技術者資格認定書写し
 - (3) 林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又はその他退職金制度加入証書写し
 - (4) 最近1か年における県税について滞納及び未納のないことを証する納税証明書
 - (5) 消費税及び地方消費税について滞納及び未納のないことを証する納税証明書
 - (6) 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては身分（身元）証明書及び印鑑証明書
 - (7) 申請直前の事業年度の決算関係証明書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の確定申告書の写し）
 - (8) 営業に関し許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を得ている証拠書類の写し
 - (9) その他知事が指示する書類

(通知及び名簿登載)

- 6 知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知し、森林整備工事入札参加資格者名簿に登載する。

(資格の有効期間)

- 7 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格を認定した年の4月1日から、次の資格審査が行われる年の3月31日までとする。

なお、有効期間の更新は、次の定期の資格審査において行うものとする。

(資格の認定の取消し等)

- 8 知事は、競争入札参加資格が第6の1に規定する要件のうち(1)を欠くこととなった場合又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。
- なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

第7 庁舎等の等管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

1 庁舎等の管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格(第7において「競争入札参加資格」という。)の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 施行令第167条の4(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。ただし同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
- (2) 定期の審査においては、資格審査の申請書を提出しようとする年度の4月1日(以下「定期審査基準日」の直前2年間の営業実績があり、24か月分の決算が確定していること。随時の審査においては、資格審査は、資格審査の申請書を提出しようとする日(以下「随時審査基準日」という。)直前2年間の営業実績があり、24か月分の決算が確定していること。
- (3) 都道府県税(法人にあっては法人事業税及び法人都道府県民税、個人にあっては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。)第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下イにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

(資格審査の時期)

2 競争入札参加資格の審査(第7において「資格審査」という。)は、2年に1回定期に行う。なお、追加の資格審査を随時に行うものとする。

(資格審査の申請)

3 資格審査を受けようとする者は、別に定める庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、定期の資格審査にあっては、資格審査を実施する年度の7月1日から7月15日までとする。この場合において、7月15日が静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1

項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもって申請の期限とする

- (1) 営業概要書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 委任状
- (4) 法人にあっては財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)、個人にあっては確定申告書の写し
- (5) 許認可等を受けていることを証する書類の写し
- (6) 最近1年間の納税証明書(法人にあっては法人事業税、法人都道府県民税及び消費税・地方消費税、個人にあっては個人事業税及び消費税・地方消費税)
- (7) 法人にあっては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあっては身分(身元)証明書及び印鑑証明書
- (8) その他知事が指示する書類

(通知)

- 4 知事は、資格審査の結果を、当該申請者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

- 5 資格の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期の資格審査

資格を認定した年の9月1日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日まで

- (2) 追加の資格審査

資格を認定した日の翌日から次の定期の資格審査が行われる年の8月31日(資格審査申請書が、定期の資格審査が行われる年の7月1日から8月31日までに提出された場合においては、その年の8月31日)まで

(申請書の記載事項の変更届)

- 6 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 代表者
- (4) 組織(有限会社から株式会社への変更等)
- (5) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所の代表者
- (6) 営業種目
- (7) 使用印鑑

(廃業等の届出)

- 7 入札参加資格者が、次の一に該当することとなったときは、各号に掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人

(5) 廃業したとき 本人又は役員

(入札参加資格の取消し)

8 知事は、入札参加有資格者が次の一に該当する者となったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項(第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当するとき。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等が取り消されたとき。
- (3) 入札参加資格を受けた営業種目の全部を廃止したとき。
- (4) 不正の手段により資格の認定を受けたと認められるとき。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 昭和 39 年度の競争入札に参加しようとする者に限り、6 中「参加しようとする競争入札の年度の前年度の 3 月末日まで」及び 11 中「参加しようとする競争入札の年度の前年度の 2 月末日まで」とあるのは、「参加しようとする競争入札の年度の 4 月 20 日まで」と読み替えるものとする。

3 当分の間、第 1 の 2 の(1)に規定するもののほか、競争入札参加資格を有する者は、競争入札に参加しようとする年度の前年度において競争入札参加資格を有し、かつ、当該前年度の 3 月 31 日までに競争入札に参加したい旨の申し出があつた者(同(1)のアの要件を備えている者で、県内に主たる営業所を有するものに限る。)のうち、知事が特に認めたものとする。

附 則(昭和 42 年 3 月 7 日告示第 147 号)

1 この告示は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 42 年度の競争入札に参加しようとする者に限り、15 中「決定を受けようとする年度の前年度の 2 月末日まで」とあるのは、「昭和 42 年 4 月 5 日まで」と読み替えるものとする。

附 則(昭和 42 年 10 月 1 日告示第 652 号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和 44 年 6 月 1 日告示第 378 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 2 月 20 日告示第 118 号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示施行の際、従前の規定により認定を受けた資格の有効期間は、昭和 45 年 3 月 31 日までとする。

3 昭和 45 年に限り、改正規定中「前年の 11 月 16 日から 12 月 15 日まで」とあるのを「2 月末日まで」と読み替えるものとし、資格の有効期間は、4 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

附 則(昭和 46 年 6 月 1 日告示第 372 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 5 月 16 日告示第 370 号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和 47 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、建設業法の一部を改正する法律(昭和46年法律第31号)附則第4項の規定により、引き続き建設業を営むことができる者の競争入札に参加することができる資格については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月29日告示第288号)

この告示は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年7月9日告示第729号)

- 1 この告示は、昭和49年7月15日から施行する。
- 2 建設業法の一部を改正する法律(昭和46年法律第31号)附則第4項の規定により引き続き建設業を営むことができる者については、1の(1)に定める許可を受けているものとみなす。

附 則(昭和49年11月1日告示第1068号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和49年12月28日告示第1223号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(以下「改正後の告示」という。)第1の規定は、昭和50年度の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格(以下「競争入札参加資格」という。)から適用し、昭和49年度の競争入札参加資格については、なお従前の例による。
- 3 建設業法の一部を改正する法律(昭和46年法律第31号)附則第4項の規定により引き続き建設業を営むことができる者については、改正後の告示第1の2の(1)に定める許可を受けているものとみなす。

附 則(昭和50年5月30日告示第531号)

この告示は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和50年12月16日告示第1022号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(以下「改正後の告示」という。)第1の2の(1)の規定は、昭和51年度の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格(以下「競争入札参加資格」という。)から適用し、昭和50年度の競争入札参加資格については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の告示第1の3の(1)のイの規定は、昭和52年度の競争入札参加資格から適用する。

附 則(昭和51年5月27日告示第425号)

- 1 この告示は、昭和51年6月1日から施行する。ただし、第1の2の(8)の改正規定は、公示の日から施行する。
- 2 昭和50年5月31日付けで決定をした競争入札参加資格の有効期間は、この告示による改正後の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示第1の2の(8)の規定にかかわらず、昭和50年6月1日から昭和51年5月31日までとする。

附 則(昭和52年5月16日告示第454号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(以下「改正後の告

示」という。)第1の規定は、昭和52年度の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格(以下「競争入札参加資格」という。)から適用し、昭和51年度の競争入札参加資格については、なお従前の例による。

- 3 昭和51年5月27日付けで決定をした競争入札参加資格の有効期間は、改正後の告示第1の2の(8)の規定にかかわらず、昭和51年6月1日から昭和52年5月31日までとする。

附 則(昭和53年3月24日告示第258号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 昭和52年5月16日付けで決定をした競争入札参加資格の有効期間は、改正後の告示第1の2の(8)の規定にかかわらず、昭和52年6月1日から昭和53年度の競争入札参加資格の決定の日までとする。

附 則(昭和53年5月2日告示第470号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和53年5月31日告示第541号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和57年7月1日告示第692号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和57年11月5日告示第1061号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正前の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示により昭和57年5月31日決定した建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格の有効期間は、改正後の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示第1の2の(5)による初めての定期の審査に基づく競争入札参加資格の決定の日までとする。

附 則(昭和58年10月18日告示第897号)

この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年2月17日告示第136号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和60年12月27日告示第1204号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(昭和61年1月31日告示第97号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、改正前の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示第2の1に規定する資格を現に有する者の当該資格の有効期間は、昭和61年8月31日までとする。

附 則(昭和63年8月23日告示第837号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成元年12月2日告示第1136号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成2年7月30日告示第677号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成3年3月12日告示第202号)

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年11月19日告示第1003号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日告示第336号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成5年11月5日告示第958号)

この告示は、平成5年12月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日告示第299号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日告示第715号)

この告示は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年12月22日告示第1003号)

この告示は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日告示第343号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日告示第6号)

この告示は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年2月16日告示第109号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成13年4月1日告示第371号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月15日告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成14年6月14日告示第543号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成16年3月26日告示第1558号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成16年3月26日告示第1558号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日告示第420号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日告示第583号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第355号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成13年4月1日告示第370号)は廃止する。

附 則(平成21年3月31日告示第385号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 30 日告示第 880 号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示第1、第4及び第5の規定は、この告示の施行の日以降にされる競争入札参加資格の申請について適用し、この告示の施行の前日にされた競争入札参加資格の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月19日告示第226号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第339号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日告示第198号)

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 庁舎等管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 12 年静岡県告示第 302 号）は廃止する。ただし、当該告示に基づき入札参加資格を取得した者の取扱いについては、従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日告示第 355 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 23 年 9 月 1 日以降に有効となる物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格及び一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査から適用する。

附 則(平成 23 年 7 月 5 日告示第 537 号)

この告示は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 333 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 17 日告示第 763 号)

この告示は、公示の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に有効となる建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格の審査から適用する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日告示第 213 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日告示第 457 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。